

札幌市アイヌ文化交流センター条例の一部を改正する条例案

令和6年（2024年）11月28日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市アイヌ文化交流センター条例の一部を改正する条例

札幌市アイヌ文化交流センター条例（平成15年条例第7号）の一部を次のように改正する。

- (1) 別表1 交流ホールの項中「9,200円」を「10,300円」に、「11,500円」を「12,900円」に、「18,400円」を「20,700円」に、「31,300円」を「35,100円」に改め、同表会議室1、会議室2、木皮加工室又は染色室の項中「600円」を「650円」に、「700円」を「750円」に、「1,300円」を「1,400円」に改め、同表レクチャールーム又は調理室の項中「1,700円」を「1,900円」に、「1,900円」を「2,300円」に、「3,800円」を「4,200円」に改める。
- (2) 別表2 中備考以外の部分を次のように改める。

区分		単位	観覧料
個人	一般	1人1回につき	350円
	高校生、大学生及びこれらに準ずる者 (以下「高校生等」という。)		150円
団体	300円		

- (3) 別表2 備考1中「及び小学校入学前の」を「、小学校入学前の者及びこれらに準ずる」に改め、同表備考2中「総人員」を「者（高校生等及び備考1に規定する者を除く。）の総数」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 別表 1 の改正規定及び附則第 3 項の規定 令和 7 年 6 月 1 日

(準備行為)

2 改正後の別表 1 に規定する使用料の徴収は、同表の改正規定の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

3 改正後の別表 1 の規定は、同表の改正規定の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

4 改正後の別表 2 の規定は、この条例の施行の日以後の観覧に係る観覧料について適用し、同日前の観覧に係る観覧料については、なお従前の例による。

(理 由)

アイヌ文化交流センターの観覧料及び使用料を現状の経常経費を踏まえた適正な額に改定するため、本案を提出する。